

パブリックコメント制度の条例化に向けた市民検討会

| | 現在の要綱 | 自治基本条例を踏まえて 庁内で検討した結果 | 意見 | 庁内検討結果 | |
|---------------|--|--|--|---|---|
| | | | | 整理事項等 | 検討結果 |
| 1条 (趣旨・目的) | この要綱は、本市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を進め、もって市民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とするパブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めるものとする。 | この条例は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、本市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民との情報共有を図り、もって、市民の市政への参画促進を図ることを目的とする。 | <p>1班:協働のまちづくりの推進(“参画”ではなく“協働”を目的とする方がよい)</p> <p>1班:市民の意見を積極的に取り入れる 2班:「参画促進を図り、“意見を反映する”ことを目的とする」⇒自治への参画、市民意識の高揚 3班:広く市民の意見を聞いて市政に反映させることを目的とする(※簡潔に！)</p> <p>2班:「もって」を削除</p> | <p>○自治基本条例では、パブリックコメントを「市民との情報共有や市民参画の促進を図るための制度」の1つと位置づけている(自治基本条例P15) (資料P1【解釈・運用】①,②)</p> <p>○(2条3班の意見と同じ) 自治基本条例第22条-2「市長等は、前項の手続き(パブリックコメント)により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない」(自治基本条例P15) (資料P2【解釈・運用】⑤)</p> <p>○「もって」→「…によって」、「…を理由にして」、「それによって」</p> | <p>配布資料P1</p> <p>(目的) 第〇条 この条例は、上越市自治基本条例(平成20年上越市条例第3号。以下「自治基本条例」という。)第22条第3項の規定に基づき、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めることにより、市の政策の立案等の各段階において市民との情報共有を図り、もって市民参画の推進に資することを目的とする。</p> <p>資料P1【解釈・運用】 ① この条例は、平成20年4月に施行された上越市自治基本条例(以下「自治基本条例」という。)第22条の規定に基づき、市民との情報共有を図り、市民参画をより一層推進するため、現在、要綱に基づき実施しているパブリックコメントについて条例を根拠とする制度に移行するため制定するものである。 ② 要綱では「市民との協働」をパブリックコメントの目的としていたが、自治基本条例において、市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわることを「市民参画」と明記し、パブリックコメントを市民参画の推進を図るための制度と位置付けていることから、この条例の目的を「市民参画の推進」とするものである。</p> |
| 2条 (定義) | この要綱において「パブリックコメント」とは、本市の計画、条例等を立案する過程において、これらの案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、当該案について市民等から寄せられた意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。 | | <p>1班:検討せず</p> <p>2班:市が、重要な施策(計画や条例等)を決める際に、事前にその案を公表し、市民の皆さんから広く意見を求める制度</p> <p>3班:市民の意見を真摯に検討し、十分取り入れて意思決定を行う一連の手続きをいう</p> <p>2班:“協働審査会”を設けることを定義に入れる(市民が入る)</p> | <p>○6条(計画等の案等の公表)で検討</p> <p>○(1条1～3班の意見と同じ) 自治基本条例第22条-2「市長等は、前項の手続き(パブリックコメント)により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない」(自治基本条例P15) (資料P2【解釈・運用】⑤)</p> | <p>配布資料P2</p> <p>(定義) 第〇条 この条例において「パブリックコメント」とは、市の基本的な計画、重要な条例の立案等の各段階において、これらの案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、当該案について広く市民から意見を募り、提出された意見を尊重し、意思決定を行うとともに、当該意見に対する市長等の考え方を公表する一連の行為をいう。 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、自治基本条例において使用する用語の例による。</p> <p>資料P2【解釈・運用】 ⑤ 「意見を尊重し」とは、提出された意見について計画等に反映するよう、真摯に検討を行うことをいう。</p> |

| | 現在の要綱 | ○市政モニターアンケート ○市民の意見を聴く会 等の意見 | 市民意見を踏まえて 検討会で整理したもの | 庁内検討結果 | |
|-------------------------|--|---|---|--|--|
| | | 市民意見 | | 整理事項等 | 検討結果 |
| 3条 (対象計画等) | <p>パブリックコメントの対象は、次に掲げる計画、条例等(以下「計画等」という。)の策定若しくは制定又は変更若しくは改廃(以下「策定等」という。)とする。</p> <p>(1) 本市の基本的な計画、指針等 (2) 本市の憲章、宣言等 (3) 本市の理念等を定める条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭の徴収に関するものを除く。) (4) 公共の用に供される施設(その利用が特定の地域の利用に限られるものを除く。)の建設に係る計画 (5) その他パブリックコメントの対象とすることが適当と認められるもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、パブリックコメントの対象としないことができる。</p> <p>(1) 急を要するもの、軽易なもの又は行政の裁量の余地のないもの (2) 審議会その他の附属機関等がパブリックコメントと同様の手続を経て意思決定を行ったものに基づき、実施機関が意思決定を行うもの (3) 法令等により縦覧その他のパブリックコメントと同等の効果を有すると認められる手続を義務付けられているもの</p> | <p>○市政モニターアンケート (どの項目に意見を出したいか) ・公共施設の建設計画 66.5% ・市の基本的な計画、指針 56.9% ・市民に義務を課す、または権利を制限する条例 43.9% ・その他:お金の使い方、配分、建設にかかった金額、新しく条例などを決めるときだけでなく、現在の計画や条例(改訂?)、規則についてなど</p> <p>○市民の意見を聴く会(対象案件について) ・実施計画の下位の計画も対象案件に ・条例はすべてパブコメにかけべき ・公共施設は、一定の面積以上、一定の金額以上を設けるべき ・「基本的な」ものは、全市に関わるものに限られるのか。対象地域が限定されるものについて、広く市民に影響があるものに該当しないか</p> <p>○市民の声 ・すべての実施計画、実行計画、実施計画 ・一定規模以上の資産の取得(土地、建物) ・一定規模以上の新規の施策 ・すべての条例、規則、宣言</p> <p>○市民の意見を聴く会(対象としないものについて) ・「急を要するもの」「軽易なもの」等の詳細を逐条解説で明確すべき ・「急を要するもの」であった場合、「パブコメと同等の効果を有する手続き」で必ず意見を伺う等、明文化できないか ・「同等の効果」としたときに、行政の裁量で決まってしまうのではないかという懸念がある ・「説明会」だけしてパブコメはしないということにならないように ・急を要するものの判断は誰がするのか</p> | <p>○対象 1班:・全ての条例、規則、宣言、基本計画、実施計画、(議員立法のものも含む) ・一定規模以上の資産の取得、施策 ※一定規模以上=全てと言うわけにはいかない ※地域事業費⇒地域事情や地域の実勢の担保をどうするか(検討課題) (全て市民生活に影響するものであるため)</p> <p>2班:(4)の”(その利用が特定の地域の利用に限られるものを除く。)”を削除 3班:市民に直結するものを最重点に意見を聞く</p> <p>○対象外 1班:・急を要するもの、軽微なもの⇒誰の判断か⇒何らかの形で市民の判断が必要、若しくは、対象外とした理由の説明が必要 3班:・急を要するもの、軽微なものについてはある程度縛りを入れる必要がある</p> <p>1班:・要綱2-(2)から、審議会・アンケートを行なったものはパブコメをしなくてよいと受け取れるが、それも含めて全て対象案件とすべき 2班:・2-(2)は削除してよい。誰が判断するか⇒協働審査会(民間人を含んだ審査会)を設ける</p> | <p>○資料P1(対象計画)1-(7)、(8) 「一定規模」については要検討</p> <p>○削除</p> <p>○「緊急を要するもの」、「軽易なもの」を逐条解説に明記予定(詳細要検討) 資料P1(対象計画等)2-(1)、(3)</p> <p>○2-(2)削除</p> | <p>資料P1(対象計画)1条(7)、(8) 市長等は、次に掲げる計画、条例等(以下「計画等」という。)の策定若しくは制定又は変更若しくは改廃(以下「策定等」という。)を行うときは、パブリックコメントを実施しなければならない。 (7) 一定規模以上の施設整備に関する基本的な構想及び計画 (8) 一定金額以上の美術品等の購入計画</p> <p>資料P1(対象計画等)2-(1)、(3) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる計画等は、パブリックコメントの対象としない。 (1) 緊急を要するもの (3) 法令、他の条例等の制定又は改廃に伴う字句の改正その他市民生活、事業活動等に影響のない軽易なもの</p> |
| 4条 (意見を提出することができるもの) | <p>次に掲げるものは、計画等の案について意見を提出することができる。</p> <p>(1) 市内に住所を有する個人 (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する個人及び市内に存する学校に在学する個人 (4) 前3号に掲げるもののほか、計画等に具体的な利害関係を有する個人及び法人その他の団体</p> | | <p>1班:・自治基本条例に同じ ・”意見を提出することができる者”の範囲を、できるだけ広く捉える⇔あまり広げすぎると問題が出てくる…歯止めはある ・利害関係者…ふるさと納税者は税を納めている立場としてOK</p> <p>2班:なし</p> <p>3班:”利害関係者”を、具体的にわかりやすく書いてほしい ※逐条解説に書き込む</p> | <p>○(定義)の逐条解説に明記 (資料P3【解釈・運用】⑧~⑩)</p> <p>○”利害関係者”→”…準ずると認められるもの” (資料P3【解釈・運用】⑨)</p> | <p>資料P3(定義)【解釈・運用】 ⑧この条例における「市民」とは、自治基本条例第2条第2号に規定する市民をいう。 ⑨市民は、次に掲げるものとこれらの人及び団体に準ずると認められるものをいう。 (1) 市の区域内に居住する個人 (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人 (4) 市の区域内に存する学校に在学する個人 ⑩この条例における「これらの人及び団体に準ずると認められるもの」とは、個別の事案に応じて判断されることとなるが、例えば、市に生活の本拠がないが、市の区域内に土地を所有している地権者やふるさと納税制度により市へ納税する者などが挙げられる。</p> |

| | 現在の要綱 | ○市政モニターアンケート ○市民の意見を聴く会 等の意見 | 市民意見を踏まえて 検討会で整理したもの | 庁内検討結果 | |
|-------------------|---|---------------------------------|--|---|--|
| | | 市民意見 | | 整理事項等 | 検討結果 |
| 5条 (実施機関) | パブリックコメントを実施する機関(以下「実施機関」という。)は、市長、教育委員会、選挙管理委員会及びガス水道局とする。 | | 1班: 現在の要綱と同じで概OK ただし、他に該当しそうな機関の例を具体的に挙げるべき ※逐条解説に書き込む 3班: ・市長”等”とする ・”実施機関”を”執行機関”とする | ○(定義)の逐条解説に明記(資料P3【解釈・運用】⑫) ○(定義)の逐条解説に明記(資料P3【解釈・運用】⑫) ○実施…法律・制度・計画等を実際に行うこと 執行…行政上の決定事項や会議で大綱の決まった事柄を実際に行うこと ※この場合、パブリックコメントは”制度”であるため、”実施” | 資料P3(定義)【解釈・運用】 ⑫市長等は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会から成る市の執行機関を総称したもので、市が設置する公営企業(ガス水道局)は、執行機関である市長に含まれるものである。 |
| 6条 (計画等の案等の公表) | 実施機関は、計画等の策定等を行うおうとするときは、当該計画等の意思決定を行う前におおむね1月の意見の提出の期間を設けて、計画等の案を公表しなければならない。 2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。 (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景 (2) 計画等の案を審議会その他の附属機関等で審議した場合にあっては、その答申等の概要 (3) その他計画等の案の内容を説明するために必要な資料 3 実施機関は、前2項の規定により公表する内容が相当量に及ぶときは、公表する内容の全部の閲覧方法を明示した上で当該内容の一部を省略して公表することができる。 | | ○公表期間 1班: ・概1月でよい ○公表時期 3班: ・①計画等の素案の段階から市民意見を諮ることで市民参画を醸成することに繋がる。「概1月」を削除、案件によって時間をかけて行う。⇔②素案の段階では内容がぼやけていて、市民の意見が出るか疑問。計画等の案が出来た段階でパブコメを実施する ・①と②が折り合うようなところで進める ○公表内容 1班: ・趣旨・目的・背景のほか、策定までの経緯も必要 3班: ・見やすい文章を付け加えてほしい。 ○資料の省略 1班: ・付属資料が多い場合、担当課での閲覧ではなく、どれだけあっても公表場所には配置すべきである。 | ○「概」を「30日以上」として、最低30日を担保する。 ただし、30日以上確保できなくても、実施しないよりは実施した方が望ましいことから、30日を下回るときは理由を公表し、実施するものとした。 (資料P3(計画等の案の公表)2) (資料P3(計画等の案の公表)【解釈・運用】①～④) ○素案の公表段階については運用の中で検討 ○市民が理解しやすい資料を添付する(計画等の案の公表)3の運用の中で明確にしたい ○削除 | (資料P3(計画等の案の公表)2) (資料P3(計画等の案の公表)【解釈・運用】①～④) 市長等は、パブリックコメントを実施しようとするときは、30日以上意見提出の期間を設けて、計画等の案を公表しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により30日以上期間を定めることができない場合は、その理由を明らかにして、30日を下回る意見提出期間を設けることができるものとする。 ① 意見提出の期間は、行政手続法(平成5年法律第88号)に準拠し、公表した日を含めて30日以上とした。 ② ただし書の「やむを得ない理由」とは、政策等の制定期限が法定されている場合で、当該期限までに30日の意見提出期間を設けることができない場合などが考えられる。 ③ 意見提出期間が30日を下回るのはやむを得ない場合に限られることから、計画等の案を公表する際に、その理由を公表しなければならないこととした。 ④ 「30日を下回る意見提出期間」とは、パブリックコメントの実施について知り、内容を理解し、それに対する意見を提出するのに最低でも2週間程度の期間が必要である。 |

| | 現在の要綱 | ○市政モニターアンケート ○市民の意見を聴く会 等の意見 | 市民意見を踏まえて 検討会で整理したもの | 庁内検討結果 | |
|--------------------------|--|--|--|---|--|
| | | 市民意見 | | 整理事項等 | 検討結果 |
| 7条 (公表の方法) | <p>前条の規定による公表は、計画等の案及び資料を本市のホームページに掲載し、並びに市政情報コーナー及び当該計画等の実施機関の事務所に備え付けることにより行うものとする。</p> <p>2 実施機関は、前項に定めるもののほか、本市の広報への掲載、報道機関への情報提供等により計画等の案が市民等に周知されるよう努めるものとする。</p> | <p>○市政モニターアンケート(意見を提出したと回答した人のみ、どこで資料をみたか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民プラザ 3.3% ・市役所市政情報コーナー 1.9% ・区総合事務所 1.9% <p>○市民の意見を聴く会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の要綱のとおりでよいが、要綱以下の内容で運用しないでほしい ・ホームページ上では読みにくい | <p>○公表場所</p> <p>1班:・公表場所は市の機関以外の準公的な場所でも公表すべき</p> <p>3班:・ホームページは若い人は見ているが高齢者は見ないので関係ない。</p> <p>○その他</p> <p>1班:・市ホームページへの掲載は2項、広報への掲載が1項とすべき</p> <p>3班:・広報にはパブコメを掲載できない。2、3行で済ませられない。</p> | <p>○基本は市の主な施設に設置。民間施設は要交渉であるため検討保留</p> <p>○ホームページでの公表のみではなく、公表箇所の一つとしており、需要はあるので削除できない</p> <p>○1項はパブコメを実施する際に資料等を配置する箇所。2項はパブコメを実施することを周知するための周知媒体。広報ではパブコメの内容全てを掲載しきれないので、周知のみ。公表箇所としていない。 ※紛らわしいため、2項を前条の4及び【解釈・運用】の(第3項)①へ転記</p> | |
| 8条 (意見の提出の方法) | <p>意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他適当と認められる方法により行うものとする。</p> <p>2 意見を提出するものは、住所、氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)及び電話番号を明らかにするものとする。</p> | <p>○市政モニターアンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名等は明記すべきである 54.3% ・氏名等は明記する必要はない 36.4% ・どちらともいえない 7.1% <p>○市民の意見を聴く会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名・住所等の記載は当然で、提出者は責任を持つべき <p>○市民の声</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例に定める住民 | <p>○意見提出方法</p> <p>1班・2班:・要綱のとおり</p> <p>○氏名等の明記</p> <p>1班・2班:責任を持って住所氏名は書くべき</p> | <p>○概ね要綱どおりとする。電話番号は任意としたい(資料P4(意見提出の方法)1、2)</p> | <p>(資料P4(意見提出の方法)1、2) 意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他市長等が適当と認める方法により行うものとする。 2 意見を提出する市民は、住所、氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)等を明らかにするものとする。</p> |
| 9条 (意思決定に当たっての意見の考慮等) | <p>実施機関は、提出された意見を考慮して計画等の意思決定を行うものとする。</p> <p>2 実施機関は、計画等の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要(上越市情報公開条例(平成8年上越市条例第1号)第6条に規定する非公開情報を除く。)及び提出された意見に対する実施機関の考え方を公表しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、提出された意見を受けて計画等の案を修正したときは、当該修正の内容を公表しなければならない。</p> <p>4 第7条の規定は、前2項の規定による公表について準用する。</p> | | | | |

| | 現在の要綱 | ○市政モニターアンケート ○市民の意見を聴く会 等の意見 | 市民意見を踏まえて 検討会で整理したもの | 庁内検討結果 | |
|------------------|---|---------------------------------|-------------------------|--------|------|
| | | 市民意見 | | 整理事項等 | 検討結果 |
| 10条 (実施状況の公表) | 市長は、毎年1回、各実施機関におけるパブリックコメントの実施状況を取りまとめ、公表するものとする。 | | | | |
| 11条 (その他) | この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。 | | | | |

その他意見・提案等

| ○市政モニターアンケート ○市民の意見を聴く会 等の意見 | 検討中に出たその他意見 |
|--|---|
| 市民意見 | |
| <p>【条例の名称について】</p> <p>○市政モニターアンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見提出手続条例 39.8% ・パブリックコメント(意見提出)手続条例 36.1% ・パブリックコメント手続条例 9.3% ・その他:市民の意見提出制度、市民ご意見箱、市民意見募集条例、みんなの意見を市制に生かす条例など <p>○市民の意見を聴く会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カタカナはわかりにくい、浸透しつつあると思う。カタカナの後に()内に漢字で示すのがよい。“パブリックコメント(〇〇〇)制度”がよい <p>【条例の広報活動、新規規定等について】</p> <p>○市民の意見を聴く会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当課以外に、パブコメを実施するかどうかや、回答内容等をチェックする機能を設けてほしい ・現在要綱で実施している内容は最低限落とさないようにしてほしい ・回答が納得いかない場合、反論できる制度も必要 ・“今後、他の計画や実施計画で反映したい”との回答があった場合、実際に反映されているかわからない。検証するシステムがほしい ・“案”を作るときは、必ず検討会等を設けるなど、市民が参画できる仕組みがほしい ・上越市の町内会組織率は100%なので、活用して、市民にもっと市政への関心を浸透させるべき ・文面でお知らせするだけでは情報を発信したことにならない。市職員がもっとリーダーシップを発揮して市民を啓発しなければならない など <p>○市民の声</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの対象となる案件に関する市民団体等の意見を聞くよう勧める旨の規定を設ける ・パブリックコメント提出者への直接回答の規定を設ける | <p>1班: ・大勢の市民の声を出す工夫 ・配置場所にはわかりやすい場所にわかりやすく配置する</p> <p>2班: ・年1回の見直し</p> <p>3班: ・素案を作る段階で、市民が参画している部署と市だけで策定している部署がある。統一すべき ・配置箇所の実態を調査して、適切な場所に配置してほしい。 ・自治基本条例18条第2項を尊重して説明責任をきちんとしてほしい。 ・表現:表現が硬い。文言をわかり易い言葉にする</p> <p>1班: ・案件で一般的に理解が困難なものについてはパブコメと並行して市民説明が必要</p> <p>3班: ・公表場所以外に、要求したら資料を送付してほしい。</p> |